熊谷市参考様式

【変更】先端設備等導入計画認定申請に係るチェックリスト（令和7年4月1日～）

事業者名：　　担当者：　　連絡先 Tel ： e-mail ：

※認定申請者自らで、申請前に以下の各項目について確認を行い、**申請者欄にチェック（レ点）を記入して提出してください。**申請者の計画と関係のない項目については、**チェック欄に斜線又は取消線を記入**してください。

① 先端設備等導入計画の認定申請時に必要となる提出書類

		チェック欄 申請者	市
1	以下の提出書類が準備できているか		
(1)	先端設備等導入計画変更に係る認定申請書（別紙「先端設備等導入計画」含む） **※正副　計2部**	□ ある	□　□
(2)	**【労働生産性に影響を及ぼす場合】** 認定経営革新等支援機関による事前確認書（先端設備等導入計画の実施により当該計画の目標が達成されると見込まれることを証する書類）	□ ある	□　□
(3)	**【固定資産税の特例を受ける場合】** 認定経営革新等支援機関が発行する投資計画に関する確認書（中小企業等経営強化法施行規則第7条第2項に規定する要件に該当することを証する書類）	□ ある	□　□
(4)	**【固定資産税の特例を受ける場合：「1.5%から3%へ賃上げ方針を変更する場合」及び「令和5・6年度に認定を受けた計画を変更する場合（※賃上げ方針の表明を実施した計画に限る）」】** 従業員へ賃上げ方針を表明したことを証する書面（賃上げ方針を従業員に表明したことを証する書類）	□ ある	□　□
(5)	**【固定資産税の特例を受ける場合、かつリース契約の場合】**リース契約見積書の写し	□ ある	□　□
(6)	**【固定資産税の特例を受ける場合、かつリース契約の場合】**固定資産税軽減計算書（リース会社が作成）の写し	□ ある	□　□
(7)	配慮すべき事項に関する誓約書　※熊谷市指定様式	□ ある	□　□
(8)	旧先端設備等導入計画一式の写し（認定後返送されたものの写し）	□ ある	□　□
(9)	【変更】先端設備等導入計画認定申請に係るチェックリスト（本チェックリストの申請者欄チェック済のもの）	□ ある	□　□
(10)	会社の事業概要等を確認できる資料（パンフレットやホームページ公開資料等）※ある場合	□ ある	□　□

② 先端設備等導入計画に係る認定申請書（先端設備等導入計画含む）関係

		申請者	市
1	「名称及び代表者の氏名」の記載があるか	□ ある	□　□
2	【共同申請の場合】代表事業者と参加事業者が記載され、押印があるか	□ ある	□　□
3	「主たる業種」に、日本標準産業分類の中分類の記載があるか	□ ある	□　□
4	「資本金又は出資金の額」、「従業員数」、「主たる業種」が以下のいずれかに該当するか （※対象となる「中小企業者」は、中小企業等経営強化法第2条第1項の定義であり、法人形態は個人事業主、会社、企業組合、協業組合、事業協同組合などです。 ※いずれにも該当しない場合は、計画認定の対象外になります。）	□ 該当する	□　□
5	計画期間が、3年間以上5年間以内となっているか（※【】内に年数を記入）	□ なっている 【　年間】	□　□
6	「自社の経営状況」に、売上高等の財務指標や顧客の数、主力取引先企業の推移、市場の規模やシェア、自社の強み・弱み、改善すべき項目等が記載されているか。	□ いる	□　□
7	「具体的な取組内容」に、「(3)先端設備等の種類及び導入時期」に記載されている各番号の設備等による取組内容の概要が、漏れがなく、具体的に（商品の生産若しくは販売又は役務の提供の用に直接供するものであることがわかるよう）記載されているか。また、将来の展望に先端設備等導入による効果が記載されているか。（追加した設備を含む。）	□ いる	□　□
8	先端設備等導入による労働生産性向上の目標の算出に誤りがなく、正しく転記されているか **※　数値が変更となる場合には、算出式の各項目に数値を記入してください。** (A)現状(千円)→ * ＝（営業利益↓ ＋ 人件費↓ ＋ 減価償却費↓）／労働投入量↑ ※労働投入量：労働者数又は労働者数×1人当たり年間就業時間 (B)終了時(千円)→ * ＝（営業利益↓ ＋ 人件費↓ ＋ 減価償却費↓）／労働投入量↑ 伸び率(%)→ * ＝ (B-A)/A*100	□ 算出式の各項目に数値が記入されている □ 算出に誤りがなく、正しく転記されている	□　□
9	労働生産性の伸び率が、計画期間で除して年平均3%以上となっているか（3年間：9%以上、4年間：12%以上、5年間：15%以上）	□ いる	□　□
10	「所在地」が市内事業所になっていて、住所に誤りがないか	□ ない	□　□

業種分類		中小企業等経営強化法第2条第1項の定義 資本金の額又は出資の総額	常時使用する従業員の数
製造業その他		3億円以下	300人以下
卸売業		1億円以下	100人以下
小売業		5千万円以下	50人以下
サービス業		5千万円以下	100人以下
政令指定業種	ゴム製品製造業※	3億円以下	900人以下
政令指定業種	ソフトウェア業又は情報処理サービス業	3億円以下	300人以下
政令指定業種	旅館業	5千万円以下	200人以下

※ 自動車又は航空機用タイヤ及びチューブ製造業並びに工業用ベルト製造業を除く。

11	「導入時期」が、過去に取得されたことになっていないか (※設備は計画認定後に取得が必須)	□ いない	□ □
12	「導入時期」が、「円滑かつ確実に実施される見込み」の時期になっているか(固定資産税の特例の適用を受ける設備は、令和9年3月31日までに導入する必要があります。)	□ いる	□ □
13	「設備等の種類」は、「機械装置」、「工具」、「器具備品」、「建物附属設備」、「ソフトウェア」の種類を記載しているか	□ いる	□ □
14	「設備等の種類別小計」は、減価償却資産の種類ごとの小計値を記載しているか	□ いる	□ □
15	「資金調達方法」は、「自己資金」、「融資」、「補助金」、「その他」の資金の調達方法を記載しているか	□ いる	□ □
16	今回の設備導入にあたり、国等の補助金(ものづくり補助金等)の申請予定はあるか	□ ある □ ない	□ □
17	同一の使途・用途であっても、複数の資金調達方法により資金を調達する場合には、資金調達方法ごとに項目を分けて記載しているか	□ いる	□ □
18	設備の導入や事業計画の実施等にあたり、都市計画法その他関係法令に違反していないことを確認しているか。また、法令違反がある場合、認定とならないことを了承しているか	□ いる	□ □
19	**【賃上げ方針を新たに表明した場合について】** 「6 雇用に関する事項」に記載されている内容に、新たな賃上げ方針の内容を追記しているか	□ いる	□ □

③ 【固定資産税の特例を受ける場合】			申請者	市
1		地方税法附則第15条第44項に規定する中小企業者・中小事業者に該当するか (資本金1億円以下の法人(一定の大企業の子会社を除く)もしくは従業員1,000人以下の個人事業主)	□ 該当する	□ □
2		「別記」記載の資産には、中古資産はないか	□ 中古資産なし	□ □
3		導入する設備は最低価額以上の価額か (①機械装置:160万円以上 ②工具:30万円以上 ③器具備品:30万円以上 ④建物附属設備:60万円以上※家屋と一体で課税されるものは対象外)	□ 超えている	□ □
4		年平均の投資利益率が5%以上となることが見込まれるか	□ 見込まれる	□ □
5		雇用者給与等支給額(従業員(国内雇用者)に対する給与等の総額)の増加率が、計画申請日を含む事業年度※又はその翌事業年度において、申請事業年度の直前の事業年度と比較して、「1.5%以上」または「3%以上」増加させる方針か ※令和7年4月1日以後に開始する事業年度に限る。	□ 【 %以上】	□ □
6		計画内「4 先端設備等導入の内容(3)先端設備等の種類及び導入時期」の備考欄に特例率を明記しているか。(「固定資産税が1/2」か「固定資産税が1/4」)	□ いる	□ □
7	(1)	事業者の経理方式は、「税込経理」か、「税抜経理」か	□ 税「込」経理 □ 税「抜」経理	□ □
	(2)	(1)で「税込経理」の場合、取得価格(単価又は金額)に消費税を「含んでいる」か(※リース取引は除く)	□ 含んでいる	□ □
	(3)	(1)で「税抜経理」の場合、取得価格(単価又は金額)から消費税を「抜いている」か	□ 抜いている	□ □
8	(1)	設備等の導入に際し、リース取引に該当するか	□ 該当する □ 該当しない	□ □
	(2)	(1)で「該当する」場合、ファイナンスリース取引に該当するか(※オペレーティングリースは対象外)	□ 該当する □ 該当しない	□ □
	(3)	(1)で「該当する」場合、所有権「移転外」リース取引か、所有権「移転」リース取引か。「移転」の場合、固定資産税の申告者は誰か (※「移転外」の場合はリース会社が固定資産税の申告時に特例申請の手続きをとります。「移転」の場合であって「ユーザーが税の固定資産税の申告・納付をする」場合はユーザーが申告時に特例申請の手続きを、「移転」の場合であって「リース会社が固定資産税の申告・納付をする」場合はリース会社が申告時に特例申請の手続きをする必要があります)	□ 移転外 □ 移転かつユーザー納税申告 □ 移転かつリース会社納税申告	□ □
	(4)	(1)で「該当する」場合、取得価格は「消費税抜」となっているか(※事業者の経理方式にあわせません)	□ なっている	□ □

④ 【太陽光発電設備等を自社の社屋・工場等の屋上や自社の敷地内に導入する場合】			申請者	市
1		「熊谷市太陽光発電設備の適正な設置等に関する条例」を遵守した先端設備等導入計画となっているか	□ いる	□ □
2		【自社の敷地内に設置する場合で、発電出力が10キロワット以上の設備等の場合】 当該条例に基づく「事業計画届出書(様式第8号(第10条関係))」を熊谷市長(窓口:環境部環境政策課)に届け出たか	□届出済 □未届出	□ □
3		以下の提出書類が準備できているか		
	(1)	2で「届出済」の場合 届け出た「事業計画届出書」の写し(環境政策課の収受印のあるもの)	□ ある	□ □
	(2)	2で「未届出」の場合 (1)の届出書の写しを提出するまで、審査終了・認定とならないことを了解しているか	□ 了解している	□ □

⑤その他		申請者	市
1	今回の設備導入にあたり、建物の新設・増設等の予定はあるか	□ ある □ ない	□ □
2	1で「ある」場合、建物の新設・増設に係る投資額は概ねどれぐらいか	【約 万円】	□ □
3	計画認定後、メール、郵送等を活用したアンケート調査を実施する場合がある	□ 了解している	□ □

※ 認定書の発行までに当課で受領してから2週間程度の期間を要します。申請の際は余裕をもって申請ください。